

上天草・宇城水道企業団条件付一般競争入札事務手続処理要領

(平成 29 年 8 月 16 日訓令第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、上天草・宇城水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事に係る条件付一般競争入札の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 企業団が発注する建設工事で、設計金額 5 千万円以上のものを対象とする。ただし、災害その他の理由により緊急を要する工事についてはこの限りでない。

2 第 1 項の規定に関わらず、工期、工事の内容、その他特別な理由があるときは、上天草・宇城水道企業団工事入札指名審査会（以下「指名審査会」という。）に諮り、条件付き一般競争入札によらないことができるものとする。

(入札手続の種類)

第 3 条 入札手続は、入札前に、競争入札に参加する者に必要な資格(以下「競争参加資格」という。)の審査を行い、資格確認通知を受けた者による入札の結果に基づき、落札者を決定する方法(以下「入札前審査型」という。)のほか、入札において最低の価格を提示した者(最低制限価格未満の価格を提示し失格となった者を除く。以下「落札候補者」という。)について、入札後、競争参加資格の審査を行い、競争参加資格があると認めた場合に落札者として決定する方法(以下「入札後審査型」という。)によるものとする。

(入札の公告)

第 4 条 第 2 条の対象工事を条件付一般競争入札に付そうとする場合においては、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定に基づき、企業団事務所掲示板その他必要な場所において公告を行うものとする。

2 第 1 項の公告は、条件付一般競争入札標準入札公告例(入札後審査型)(別記 1)によるものとする。

(競争参加資格)

第 5 条 競争参加資格として次に掲げる事項を設定するとともに、公告及び入札説明書において当該事項を明らかにするものとする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 上天草・宇城水道企業団競争入札規程(平成 19 年規程第 1 号。以下「入札規程」という。)の規定に基づき、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。
- (3) 対象工事に係る工事種別等について、次の条件を満たすこと。
 - (ア) 対象工事に係る工事種別について、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 27 条の 23 に規定する経営事項審査における総合評定値(以下「総合評定値」という。)が一定の点数以上で、かつ、九州地域内に法第 3 条第 1 項に定める営業所を有すること。
 - (イ) 管内に主たる営業所を有する建設業者にあっては、対象工事に係る工事

種別の総合評定値が一定の点数以上であること。

- (4) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる必要がある場合は、構成員数、組合せ、出資比率及び各構成員の資格について、一定の条件を満たすこと。
- (5) 対象工事と同種の工事の施工実績があること(個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること)。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。
- (6) 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること(個別の工事に応じて技術者の資格及び同種の工事の施工経験をできるだけ詳細に明示すること)。ただし、対象工事の施工上不要と判断される場合には、設定しないことができる。
- (7) 上天草・宇城水道企業団工事指名競争入札参加資格指名停止処分要綱(平成10年要綱第2号。以下「指名停止処分要綱」という。)に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (9) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者。
- (10) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。(「対象工事に係る設計業務等の受託者」及び「資本又は人事面において関連がある」ことの具体的内容を入札説明書において明らかにすること。)
- (11) 同一の入札に参加しようとする他者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
(競争参加資格の決定)

第6条 第5条に掲げる競争参加資格は、対象工事ごとに、指名審査会の審査を経て決定するものとする。

(入札説明書の交付)

第7条 入札説明書は条件付一般競争入札標準入札説明書例(入札後審査型)(別記2)により作成するものとし、添付書類として、契約書案、入札心得、図面、仕様書及びその他資料のうち必要な書類を添付するものとする。

2 入札説明書は、公告後速やかに交付を開始するものとし、原則として、開札執行の日の前日まで行うものとする。

3 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法を公告において明らかにするものとする。

4 入札説明書の交付に当たっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

(申請書及び資料の提出)

第8条 条件付一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者（入札後審査型にあつては、落札候補者）から競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。

2 前項の申請書及び資料の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から10日間とする。ただし、入札後審査型にあつては、原則として、開札日の翌日から2日間（上天草・宇城水道企業団の休日を定める条例（平成10年条例第5号）第1条に規定する企業団の休日（以下「休日」という。）を含まない。）とする。

3 競争参加資格として、特定建設工事共同企業体であることを求める場合には、建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体）及び建設工事共同企業体協定書の写しの提出を求めるものとする。

4 申請書及び資料の提出場所は、契約担当係（総務係）の指定する場所とする。

5 申請書及び資料の提出は、契約担当係（総務係）の指定する方法により行うものとする。

6 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに企業長が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争入札に参加することができないものとする。

7 第1項の規定によるもののほか、入札後審査型にあつては、第5条（5）及び（6）を除く。）に掲げる競争参加資格を満たしていることを確認するため、あらかじめ、入札参加事前確認依頼書（以下「依頼書」という。）の提出を求めるものとする。

8 依頼書の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から起算して10日間とする。

9 依頼書は、提出期限の日をもって確認し、企業長が競争参加資格がないと認めた者には、提出期限の日の翌日から起算して、原則として3日以内に、入札参加事前確認通知書（様式第1号）により、事前確認の結果を通知するものとする。

10 期限までに依頼書を提出しない者及び企業長が競争参加資格がないと認めた者は、当該競争入札に参加することができないものとする。

11 第1項から第5項まで並びに第7項及び第8項に掲げる事項は、公告において明らかにするものとする。

12 第1項から第10項までに掲げる事項及び次に掲げる事項は、入札説明書において明らかにするものとする。

（1） 申請書、依頼書及び資料は、入札説明書において示す様式により作成すること。

（2） 申請書、依頼書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。

（3） 提出された申請書、依頼書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。

（4） 提出された申請書、依頼書及び資料は返却しないこと。

（5） 提出期限以降における申請書、依頼書及び資料の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めないこと。

(6) 申請書、依頼書及び資料に関する問合せ先

(7) その他必要と認める事項

(資料の内容)

第9条 資料の内容は、(1)及び(2)とし、入札説明書において明らかにするものとする。なお、(1)の同種の工事の施工実績及び(2)の配置予定の技術者の同種の工事の施工経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載することができるものとし、(2)の配置予定の技術者については、複数の技術者を記載することができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(1) 同種の工事の施工実績を記載した書面

第5条の(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績

(2) 配置予定の技術者の資格及び同種の工事の施工経験を記載した書面

第5条の(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び同種の工事の施工経験

2 必要があると認めるときは、第1項に加えて、第1項に掲げる資料の内容を証明するために必要な書類を求めることができるものとし、当該書類の提出を求める場合には、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(競争参加資格の確認)

第10条 提出された申請書及び資料に基づき競争参加資格の有無について確認を行うものとする。

2 第1項の確認は、指名審査会の審査を経て行うものとする。

3 第1項の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。

4 第5条の(5)の同種の工事の施工実績及び第5条の(6)の配置予定の技術者の同種の工事の施工経験の確認を行うに当たっては、日本国内における同種の工事の施工実績及び配置予定技術者の同種の施工経験をもって行うものとし、詳細は、入札説明書において明らかにするものとする。

5 申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して、原則として、10日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請書及び資料の提出者に対し競争参加資格確認通知書により通知するものとする。ただし、入札後審査型にあつては、原則として5日以内に、落札者決定通知書により当該落札候補者に対し通知するものとする。

6 入札後審査型にあつて、落札候補者の競争参加資格がなかった場合は、次に低い価格を提示した者から順に、競争参加資格が確認できるまで、申請書及び資料の提出を求めるものとする。

7 第5項の通知は、様式第2号(ただし書きの場合は様式第3号)により行うものとする。

8 第5項の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。

9 第1項及び第3項から第6項に掲げる事項を、入札説明書において明らかにするものとする。

(競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明)

第11条 競争参加資格がないと認められた者は、第10条第5項の通知の日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、企業長に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求められることができるものとする。

2 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合には、書面を持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

3 第2項の書面の提出場所は、契約担当係(総務係)とする。

4 第1項の説明を求められたときは、原則として、第1項の競争参加資格がないと認められた理由についての説明を求められることができる最終日の翌日から起算して、7日以内に、説明を求めた者に対し、通知書(様式第4号)により回答するものとする。

5 第4項の回答内容を、指名審査会に報告するものとする。

6 説明を求めた者に競争参加資格があると認められた場合においては、第10条第5項の通知を取り消し、第4項の回答と併せて競争参加資格がある旨を通知するものとする。

7 第6項の通知を行う場合においては、指名審査会の審査を経るものとする。

8 第1項から第4項までの事項は、入札説明書において明らかにするものとする。

(入札説明書等に対する質問)

第12条 入札説明書に対する質問書の提出があった場合においては、その質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。

2 質問書の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から13日間とする。

3 質問書の提出場所は、契約担当係(総務係)とする。

4 質問書の提出は、提出場所へ直接持参しなければならない。

5 質問に対する回答書は、様式第5号により作成し、その閲覧は原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、開札日の前日に終了するものとする。

6 質問に対する回答書の閲覧場所は、契約担当係(総務係)とする。

7 第1項から第6項までに掲げる事項は、入札説明書において明らかにするものとする。

(入札保証金及び契約保証金)

第13条 入札保証金は、免除するものとする。

2 契約保証金は、納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供又は銀行、企業長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

3 第1項及び第2項に掲げる事項は、公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

(入札及び開札の執行)

第14条 入札及び開札は、原則として、第12条第2項の質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して11日後に執行するものとする。

2 入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提示を求めるものとし、工事費内訳書の提示がない場合は、当該入札を無効とするものとする。

3 入札及び開札の方法は、入札規程及び上天草・宇城水道企業団契約事務取扱規則(平成19年規則第1号)によるものとする。

4 第1項から第3項までに掲げる事項を入札公告又は入札説明書において明らかにするものとする。

(入札の無効)

第15条 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告及び入札説明書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び企業長により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札又は落札者決定時において指名停止処分要綱に基づく指名停止を受けている者その他開札の時において第5条に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(苦情申立て)

第16条 本要領に基づく競争参加資格の確認その他の手続に関し苦情がある場合は、苦情を申し立てることができる旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(その他)

第17条 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結することが予想される場合においては、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

2 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

3 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止処分要綱に基づく指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

4 対象工事の発注担当係(総務係)は、落札者が第9条第1項の(2)の資料に記載した配置予定の技術者が、対象工事の現場に配置されるよう、必要な措置を講じるものとする。

5 公告及び入札説明書に記載する事項については、上記に定めるもののほか、条件付一般競争入札標準入札公告例及び条件付一般競争入札標準入札説明書例によるものとする。

附 則

この訓令は、平成29年8月16日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

上天草・宇城水道企業団
企業長 ○ ○ ○ ○

入札参加事前確認通知書

さきに依頼のあった○○○工事に係る入札参加事前確認について、下記のとおり確認したので通知
します。

記

- 1 公告日 年 月 日
- 2 工事番号
- 3 工事名
- 4 工事場所
- 5 入札への参加 認めません
(入札参加を認めない理由)

様式第2号（第10条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 様

上天草・宇城水道企業団
企業長 ○ ○ ○ ○

競争参加資格確認通知書

さきに申請のあった○○○工事に係る競争参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

1 公告日 年 月 日

2 工事番号

3 工事名

4 工事場所

5 競争参加資格の有無 有 ・ 無

6 予定価格 一金 ○○ 円（消費税及び地方消費税相当額含まず）

（6 競争参加資格がないと認めた理由）

7 入札に当たっての注意事項

- (1) 上天草・宇城水道企業団競争入札規程その他関係規定を承知のうえ、入札してください。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入してください。
- (3) 入札書と工事内訳書は入札金額に対応したものとします。
- (4) その他、注意事項を承知のうえ、入札してください。

なお、競争参加資格がないと通知された場合は、企業長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、年 月 日までに契約担当係（総務係）へその旨を記載した書面を提出してください。

（※7については、競争参加資格を認めた者への通知のみ記載する。）

様式第3号（第10条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

上天草・宇城水道企業団
企業長 ○ ○ ○ ○

落札者決定通知書

〇〇年〇月〇日に実施した入札について、下記のとおり落札者を決定しましたので通知します。

記

- 1 工事番号 ○○○○○○
- 2 工事名 ○○○○○工事
- 3 工事場所 ○○○○
- 4 落札者 ○○○○株式会社

様式第4号（第11条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 様

上天草・宇城水道企業団
企業長 ○ ○ ○ ○

通 知 書

〇〇年〇月〇日に提出のあった〇年度〇〇〇号〇〇〇〇工事に係る請求について、下記のとおり回答します。

記

- 1 通知した競争参加資格がないと認めた理由
- 2 競争参加資格がないと認めた理由の説明

契約担当係（総務係）：

電 話 番 号：

様式第5号（第12条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名 様

上天草・宇城水道企業団
企業長 ○ ○ ○ ○

回 答 書

〇〇年〇月〇日に提出のあった〇年度〇〇〇号〇〇〇〇工事に係る質問について、下記のとおり回答します。

記

- 1 質問
- 2 回答

契約担当係（総務係）：

電 話 番 号：

別記1（第4条・第17条関係）

条件付一般競争入札標準入札公告例（入札後審査型）

条件付一般競争入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので公告します。

年 月 日

上天草・宇城水道企業団

企業長 ○ ○ ○ ○

第1 競争入札に付する事項

- 1 工事番号 年度 第○○-○-○○号
- 2 工 事 名 ○○○○○○○○○工事
- 3 工事場所 ○○市○○地内
- 4 工事内容
- 5 工 期 約○○箇月間（ 年 月 日まで）
- 6 予定価格 一金 円（消費税及び地方消費税相当額含む）
- 7 使用する主要な資機材
- 8 その他
 - (1) 本工事は、入札後に競争参加資格の審査を行う入札後審査型案件である。
 - (2) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に定める対象建設工事である。
 - (3) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 上天草・宇城水道企業団競争入札規程（平成19年規程第1号。）の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、「○○○工事」の工種を申請、受理されている者であること。
- 3 上天草・宇城水道企業団工事指名競争入札参加資格指名停止処分要綱（平成10年要綱第2号）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中の者でないこと。
- 4 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者。
- 6 第1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 7 同一の入札に参加しようとする他者との間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書

参照)

- 8 ○○の規定に基づき○○○工事に係る○等級の認定を受けている者であること。【※格付のある業種の場合のみ記載する。】
- 9 九州地域内に、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に定める営業所を有すること。
- 10 法第27条の23に規定する経営事項審査における○○○工事の総合評定値が○○○○点以上であること。【総合評定値を条件として設定する場合のみ記載する。】
- 11 対象工事と同種の工事の施工実績があること。（過去10年間に同種工事の実績があること。共同企業体による実績も可）【実績を条件とする場合記載する。】
- 12 次に掲げる基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、この配置技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場配置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない大幅な工期の延長がある場合等、特別な場合を除き、変更を認めない。

- (1) ○級○○○○管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
- (2) ○○○工事に係る有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
- (3) ○年○月○日【※競争参加資格確認申請の締切日】以前に3か月以上の雇用関係がある者

第3 入札手続等

1 担当係

郵便番号 869-0445
熊本県宇土市浦田町 97
上天草・宇城水道企業団総務係
電話 0964-22-6733

2 入札説明書の交付

(1) 交付方法及び場所

1の場所で直接交付するものとする。

(2) 交付期間

○年○月○日（○）から○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

3 設計図書

(1) 設計図書（図面、仕様書）は、原則として入札説明書と同時に渡すものとする。

有償（税込1,000円）

(2) 期間

○年○月○日（○）から○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日、及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

4 入札参加事前確認依頼書（以下「依頼書」という。）及び添付資料の提出方法等

(1) 提出方法 1の場所に直接持参すること。

- (2) 提出期間 ○年○月○日 (○) から○年○月○日 (○) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前9時から午後5時まで。
 - (3) 提出部数 1部とする。
- 5 入札・開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
- (1) 日時
○年○月○日 (○) ○○時○○分
 - (2) 場所
郵便番号 869-0445
熊本県宇土市浦田町 97
上天草・宇城水道企業団 別棟会議室
 - (3) 入札書の提出方法
(1) の日時に (2) の場所へ直接持参する。
- 6 競争参加資格の確認及び落札者の決定方法
- (1) 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で、最低価格を示したもの (以下「落札候補者」という。) は、次のとおり、競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) を提出するものとする。
 - ア 提出方法
1 の場所に直接持参すること。
 - イ 提出期間
○年○月○日 (○) から○年○月○日 (○) まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前9時から午後5時まで。
 - (2) (1) により競争参加資格が確認されたときは、落札候補者を落札者とする。

第4 その他

- 1 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 納付
ただし、国債等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- 2 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、依頼書、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 最低制限価格の有無 有
- 4 契約書作成の要否 要
- 5 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- 6 関連情報を入手するための照会窓口 第3の1に同じ
- 7 詳細は、入札説明書による。

- 8 資料に記載した配置予定技術者を他の工事の配置予定技術者にした場合で、他の工事を落札したことにより本工事に配置予定技術者を配置できなくなったときは、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。
- 9 契約締結後の技術提案
契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。なお、詳細は、特記仕様書等による。
- 10 依頼書の提出と同時に、建設工事入札参加資格審査申請書（共同企業体）及び建設工事共同企業体協定書の写しを提出すること。【※共同企業体に発注する場合のみ記載する。】

別記2（第7条・第17条関係）

条件付一般競争入札標準入札説明書例（入札後審査型）

入札説明書

○年○月○日付けで公告を行った○○○○工事に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

第1 公告日 ○年○月○日

第2 工事概要

- 1 工事番号 年度 第○○-○-○○号
- 2 工事名 ○○○○○○○○○工事
- 3 工事場所 ○○市○○地内
- 4 工事内容
- 5 工期 約○○箇月間（ 年 月 日まで）
- 6 予定価格 一金 円（消費税及び地方消費税相当額含む）
- 7 使用する主要な資機材
- 8 その他

- (1) 本工事は、入札後に競争参加資格の審査を行う入札後審査型案件である。
- (2) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に定める対象建設工事である。
- (3) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 上天草・宇城水道企業団競争入札規程（平成19年規程第1号。以下「入札規程」という。）の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書を提出し、「○○○工事」の工種を申請、受理されている者であること。
- 3 上天草・宇城水道企業団工事指名競争入札参加資格指名停止処分要綱（平成10年要綱第2号。以下「指名停止処分要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中の者でないこと。
- 4 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- 5 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がない者。
- 6 第2に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- 7 同一の入札に参加しようとする他者と関係（共同企業体を対象とする入札にあつては、共同企

業体の代表者間の関係に限る。以下同じ) が次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 次の資本関係にある場合。ただし、子会社(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4項に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (ア) 親会社(会社法施行規則第3条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
 - (2) 次の人的関係にある場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、前2号と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、入札の適正さが阻害されると判断される場合
- 8 ○○の規定に基づき○○○工事に係る○等級の認定を受けている者であること。【※格付のある業種の場合のみ記載する。】
- 9 九州地域内に、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項に定める営業所を有すること。
- 10 法第27条の23に規定する経営事項審査における○○○工事の総合評定値が○○○○点以上であること。【総合評定値を条件として設定する場合のみ記載する。】
- 11 対象工事と同種の工事の施工実績があること。(過去10年間に同種工事の実績があること。共同企業体による実績も可)【実績を条件とする場合記載する。】
- 12 次に掲げる基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、この配置技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場配置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない大幅な工期の延長がある場合等、特別な場合を除き、変更を認めない。

- (1) ○級○○○○管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
- (2) ○○○工事に係る有効な監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者
- (3) ○年○月○日【※競争参加資格確認申請の締切日】以前に3か月以上の雇用関係がある者

第4 設計業務の受託者等

- 1 第3の6の「第2に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
○○○○設計株式会社
- 2 第3の6の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(1)又は(2)に該当する者である。
 - (1) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100

- 分の50を超える出資をしている建設業者
- (2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

第5 担当係

郵便番号 869-0445
熊本県宇土市浦田町97
上天草・宇城水道企業団総務係
電話 0964-22-6733

第6 競争参加資格の基本的事項の事前確認等

- 1 本競争入札の参加希望者は、第3に掲げる競争参加資格のうち、1から10までの資格（以下「競争参加資格の基本的事項」という。）を有することを証明するため、次に従い、入札参加事前確認依頼書（別記2-様式1号。以下「依頼書」という。）を提出し、企業長から競争参加資格の基本的事項の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに依頼書を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。

- (1) 提出方法 第5の場所に直接持参すること。
- (2) 提出期間 ○年○月○日（○）から○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
- 2 依頼書に、経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書（審査基準日が、○年○月○日から○年○月○日までのもので最新のものに限る。）の写しを添付すること。【※総合評定値の確認を要する場合のみ記載する。】
- 3 競争参加資格の基本的事項の確認は、提出期限の日をもって行うものとし、企業長が競争参加資格がないと認めた者には、○年○月○日までに入札参加事前確認通知書により通知する。
- 4 その他
- (1) 依頼書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された依頼書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された依頼書は、返却しない。
- (4) 提出期限以降における依頼書の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。
- (5) 依頼書に関する問合せ先 第5に同じ

第7 入札説明書に対する質問

- 1 この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
- (1) 提出期間 ○年○月○日（○）から○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。
- (2) 提出場所 第5に同じ
- (3) 提出方法 書面は持参により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

2 1の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

- (1) 閲覧期間 ○年○月○日(○)から○年○月○日(○)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
- (2) 閲覧場所 第5及び上天草・宇城水道企業団ホームページにおいて行う。

第8 入札の日時及び場所

- 1 日時 ○年○月○日(○)○○時○○分
- 2 場所 郵便番号 869-0445
熊本県宇土市浦田町97
上天草・宇城水道企業団 別棟会議室

第9 入札方法等

- 1 入札書は、第8の1の日時に、同2の場所へ直接持参する。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札執行回数は、1回とする。

第10 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 免除
- 2 契約保証金 納付。ただし、国債等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第11 工事費内訳書の提示

- 1 入札書と工事内訳書は入札金額に対応したものとする。
- 2 工事費内訳書の様式は自由であるが、工事区分・工種・種別・細別【※建築工事については、種目、科目、中科目】まで記載すること。また、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
- 3 工事費内訳書の提示がない場合は、入札を無効とする。また、工事費内訳書に不備等がある場合も無効となることがあるので注意すること。

第12 開札の日時及び場所

開札は、第8に掲げる場所において○年○月○日(○)○○時○○分に行う。

第13 最低制限価格の有無 有

第14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

なお、入札参加事前確認通知書を受けた者であっても、競争参加資格確認時において指名停止処分要綱に基づく指名停止を受けている者その他第3に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

第15 競争参加資格の確認及び落札者の決定方法

- 1 上天草・宇城水道企業団契約事務取扱規則（平成19年規則第1号）の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低価格を示した者（以下「落札候補者」という。）は、第3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、企業長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出方法

申請書及び資料の提出は、第5の場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(2) 提出期限

〇年〇月〇日（〇）から〇年〇月〇日（〇）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

- 2 申請書は、別記2-様式2号により作成すること。

- 3 資料は、次に従い作成すること。

- (1) 第3の12に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格を別記2-様式第3号に記載すること。なお、配置予定の技術者として、複数の技術者の資格を記載することもできる。

第3の12の(1)に掲げる「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。【※必要に応じて設定する。】

(ア) 1級建設機械施工管理技士の資格を有する者

(イ) 技術士（建設部門、総合技術管理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。))の資格を有する者

(ウ) 国土交通大臣により1級土木施工管理技士並びに(ア)及び(イ)の者と同等以上の能力を有する者と認定された者

(2) 免許の写し等

第3の12に掲げる資格を有することを証する書面の写しを提出すること。

- 4 落札候補者の競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行い、競争参加資格が認められたときは、落札候補者を落札者とし、その旨を〇年〇月〇日までに落札者決定通知書により落札候補者に通知する。
- 5 落札候補者の競争参加資格がないと認められたときは、当該落札候補者にその旨を競争参加資格確認通知書により通知し、次に低い価格を提示した者から順に申請書及び資料の提出を求め、競争参加資格が確認できた最初の者を落札者とする。

6 その他

- (1) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- (4) 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。
- (5) 申請書に関する問合せ先 第5に同じ

第16 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認められた者は、企業長に対して競争資格がないと認められた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - (1) 提出期限 ○年○月○日（○）午後5時
 - (2) 提出場所 第5に同じ
 - (3) 提出方法 書面は持参することとし、郵送または電送によるものは受け付けない。
- 2 企業長は、説明を求められたときは、○年○月○日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

第17 契約書作成の要否 要

第18 支払条件

上天草・宇城水道企業団工事請負契約約款（平成29年訓令第1号。以下「約款」という。）による。
（前金払、中間前金払又は部分払有）

第19 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関する苦情については、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから5日以内に、苦情を申し立てることができる。

第20 関連情報を入手するための照会窓口 第5に同じ

第21 その他

- 1 入札参加者は、入札規程及び約款を熟読し、遵守すること。
- 2 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止処分要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- 3 落札者は、第15の3の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- 4 契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。
なお、詳細は、特記仕様書等による。

年 月 日

入札参加事前確認依頼書

上天草・宇城水道企業団
企業長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

○年○月○日付けで公告のありました、○○○○工事について、入札に参加したいので、競争参加資格の基本的事項について確認を依頼します。

併せて、下記事項については、事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約に反し、当該入札において失格となった場合、異議申し立てを行わないことを申し添えます。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 上天草・宇城水道企業団工事指名競争入札参加資格指名停止処分要綱（平成10年要綱第2号）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。
- 3 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がないこと。
- 5 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

年 月 日

競争参加資格確認申請書

上天草・宇城水道企業団
企業長 様

住所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

○年○月○日付けで公告のありました、○○○○工事に係る競争参加資格について確認されたく、
下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札説明書第3の11に定める「対象工事と同種の工事の施工実績」を証する文書
- 2 入札説明書第15の3に定める配置予定技術者の資格等を記載した書面（別記様式3）
- 3 入札説明書第15の3に定める免許等の写し等

監理技術者（主任技術者）の資格

会社名：

配置予定技術者の 氏名	○ ○ ○ ○
最終学歴	○○大学 土木工学科 平成○○年卒業
法令による資格・ 免許	○級○○○○管理技士（取得年） 監理技術者資格者証（取得年及び登録番号） 監理技術者講習修了証（取得年及び修了証番号）